

南相馬市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成28年12月26日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

公の施設の指定管理者監査結果

- 1 監査の種類
公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の期間
平成28年10月20日～平成28年12月25日
- 3 対面監査の実施日
平成28年11月25日

4 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
道の駅南相馬	株式会社 野馬追の里	観光交流課

- 5 監査の範囲
平成27年度に係る事務事業

6 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等の内容に沿って、適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行った。

7 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理運営については、概ね適正に執行されていると認められた。
しかし、一部事務処理において次のとおり指導事項が認められたので、指定管理者にあっては所管課との協議により、所管課にあっては指定管理者に対する指導を含め、今後の事務処理に万全を期されたい。
なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示した。

道の駅南相馬

1. 指定管理者の名称
株式会社 野馬追の里
2. 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
3. 指定管理料（平成27年度）
2,604,000円
4. 収支決算の状況（平成27年度）

収 入

（単位：円）※税抜き

費 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
受 託 品 売 上	160,000,000	153,460,356	△ 6,539,644	
飲 食 売 上	46,000,000	48,438,786	2,438,786	
自 販 機 手 数 料	3,200,000	3,061,151	△ 138,849	
管 理 料 収 入	2,800,000	3,367,500	567,500	
店 頭 催 事 収 入	300,000	0	△ 300,000	
手 数 料 収 入	320,000	423,599	103,599	
テ ナ ント 売 上	0	0	0	
受 取 利 息 ・ 雑 収 入	500,000	857,654	357,654	
計	213,120,000	209,609,046	△ 3,510,954	

支 出

費 目	予 算 額	決 算 額	残 額	備 考
受 託 品 売 上 仕 入	122,200,000	121,707,068	492,932	
飲 食 食 材 仕 入	23,000,000	21,256,671	1,743,329	
テ ナ ント 売 上 仕 入	0	0	0	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	65,000,000	62,842,345	2,157,655	
雑 損 失	70,000	1,611	68,389	
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	1,250,000	1,113,489	136,511	
期 首 商 品 棚 卸 高	500,000	375,601	124,399	
期 末 商 品 棚 卸 高	1,100,000	△ 505,419	1,605,419	
計	213,120,000	206,791,366	6,328,634	

5. 指導事項

南相馬市道の駅条例施行規則第6条第1項の規定により、有料施設の利用許可を受けようとする者は、道の駅南相馬利用許可申請書を指定管理者へ提出しなければならないが、恒例行事や公的機関が利用する場合に、施設利用申請書の提出を受けていないものが見受けられた為、適正な事務の執行を指導した。